

News Release

プルデンシャル生命保険株式会社

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー
<http://www.prudential.co.jp>



Prudential

2015年7月14日
プルデンシャル生命保険株式会社

信託子会社の設立について

プルデンシャル生命保険株式会社(代表取締役社長兼 CEO 一谷 昇一郎、以下「当社」)は、子会社「(仮称)プルデンシャル信託株式会社」について、関係当局の認可等を条件に10月を目処に営業を開始する予定であることをお知らせいたします。

記

1. 信託子会社設立の背景・目的

当社は1987年の創業以来、「お客さまお一人おひとりが経済的な保障と心の平和を得ることができるように、最高のサービスを提供すること」を使命に、ライフプランナー(営業社員)が生命保険契約の加入時から保険金の支払い時まで、お客さまをサポートしてまいりました。同時に、保険金をお客さまに確実にお届けすることが、生命保険会社として最も大切なことだと考えております。

当社は、これまでに多くのお客さまに保険金をお支払いしてきましたが、その中で、保険金が必ずしも故人(ご契約者)の意図した通りに使われないケースがあることがわかりました。生き方の多様化や高齢化といった社会的な環境の変化に伴い、受取人が未成年者で親権者がお一人あるいは高齢者であるケースが増えたほか、受取人であるお子さまに障がいがあるというケースにおいても、保険金の財産管理に不安が残るとの声がお客さまから寄せられておりました。

こうした背景のもと、当社は、2010年に信託銀行と、生命保険業界で初めてとなる生命保険信託を共同開発し、ご案内してまいりました。今般、より多くの方にご利用いただくことを目的に、当社の100%子会社として信託子会社を設立することといたしました。従来の生命保険信託の受託要件を緩和し、当社の死亡保険金が支払われるすべての生命保険契約に当子会社の信託契約を付加することができます。

当社はこの信託子会社を通じて、保険金をお届けした「その先」まで、ライフプランナーがよりきめ細かなサービスでお客さまに寄り添い、更なる安心を提供してまいります。

2. 信託子会社が提供する商品

信託子会社は、生命保険信託を提供します。生命保険信託は、生命保険によって創出された財産を、生前に指定した相手に対して、信託の管理機能を通じて確実に渡すことができる商品です。生命保険信託を活用することで、死亡保険金を信託財産として、お客さまが保険金を「いつ」「誰に」「どのような目的」で渡していくのかをあらかじめ設定することが可能となります。

3. 信託子会社の概要(予定)

(1)名称	プルデンシャル信託株式会社
(2)所在地	東京都千代田区永田町 2-13-10 プルデンシャルタワー
(3)資本金	1 億 5,000 万円
(4)株主	プルデンシャル生命保険株式会社(100%)
(5)事業内容	信託業法に定める管理型信託業
(6)役員の 役職・氏名	代表取締役社長 本多巨樹[プルデンシャル生命保険(株)] 取締役(非常勤) 一谷昇一郎[プルデンシャル生命保険(株)代表取締役社長] 取締役(非常勤) 阪本浩明[プルデンシャル生命保険(株)執行役員常務] 取締役(非常勤) 山崎謙繁[プルデンシャル生命保険(株)執行役員] 監査役 桂川直也[プルデンシャル シブラルタ ファイナンス生命保険(株)監査役]
(7)取扱商品	生命保険信託
(8)信託契約 代理店	プルデンシャル生命保険株式会社
(9)営業開始 年月	2015 年 10 月

4. 当社の概要

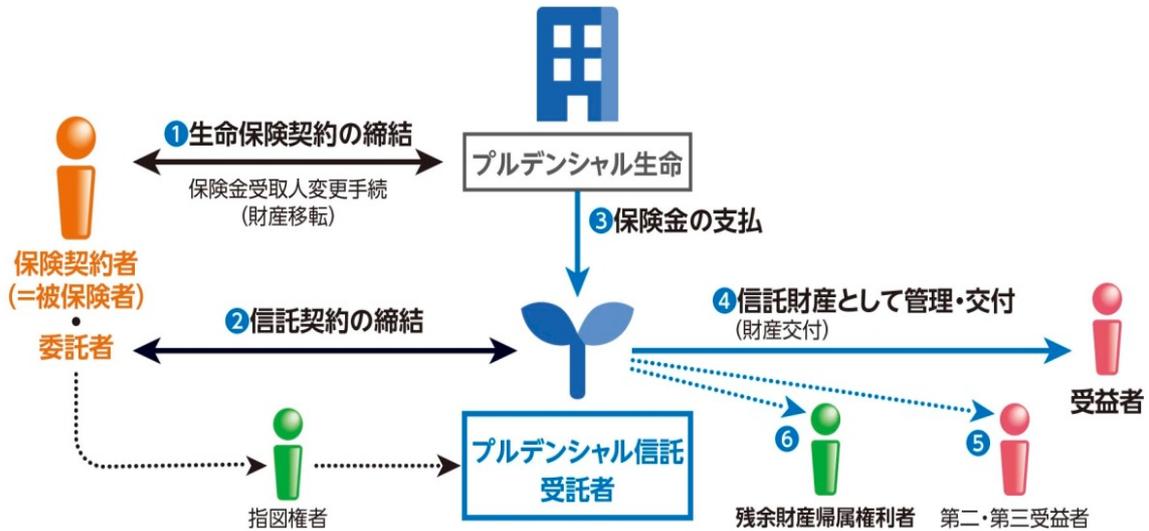
- (1)名称:プルデンシャル生命保険株式会社
- (2)設立年月:1987 年 10 月
- (3)保険料等収入:7,380 億円(2014 年度)
- (4)保有契約高:33 兆 4,816 億円(2014 年度末)
- (5)保有契約件数:316 万 7 千件(2014 年度末)
- (6)社員数:4,839 人(2014 年度末)

5. 添付資料

信託子会社が提供する生命保険信託の仕組みと費用

以上

■生命保険信託の仕組み



① プルデンシャル生命との間で、自己を被保険者とする生命保険契約を締結いただきます。

② プルデンシャル信託との間で、自己の死後、「保険金をどのように届けるか」をあらかじめ決めておくための信託契約を締結いただきます。

※ 契約時の信託財産が「死亡保険金を受け取る権利(地位)」となるため、信託契約手続とは別に、プルデンシャル生命との間で「死亡保険金受取人変更手続」を行う必要があります。

③ 保険事故発生後、プルデンシャル信託はプルデンシャル生命に保険金請求を行い、受領した保険金が信託財産となります。

④ プルデンシャル信託は、信託契約で定められた方法により、受益者に対する金銭の交付を行います。

- ・ 交付のタイミングは、「一括・年・月」の3つから1つを選択いただくことができます。
- ・ 「年」「月」の分割交付を選択された場合、治療費、就学費用その他生活上必要不可欠な支出が発生したもとして、受益者または指図権者から請求書等の客観的な資料を提示して交付請求がなされたときは、必要額の『随時交付』を行います。
- ・ プルデンシャル信託は管理型信託会社のため、信託財産の管理のみを行い、資産運用は行いません。

⑤ 信託契約上、財産の交付先として、「第二・第三」順位の受益者まで設定しておくことができます。

⑥ 受益者が存在しなくなった時点で信託財産が残っている場合に備え、あらかじめ「残余財産帰属権利者」を設定いただきます。

※ 「残余財産帰属権利者も存在しない場合の交付先」についても、あらかじめ設定いただくことが可能です。

■生命保険信託の費用

生命保険信託をご契約いただくにあたり、下記の費用等が必要となります。これらは、プルデンシャル信託が委託者または信託財産から収受させていただきます。

1) 信託契約締結時:

委託者より、契約事務手数料として5千円をお支払いいただきます。

2) 金銭信託の開始時(=死亡時):

保険金受領時報酬として、受領保険金額の2%を信託財産から差し引かせていただきます。

※ 受益者に対する財産交付方法として「一括」が選択されており、当該受益者への交付により信託契約が終了する場合には、事務手数料として10万円を収受し、保険金受領時報酬の収受は行いません。

3) 金銭信託中の管理手数料:

受益者に対する信託財産の交付開始以降、財産管理手数料として年額2万円を、毎年3月末日に信託財産から差し引かせていただきます。

※ 3月末日時点で信託財産が2万円を下回る場合には、信託財産全額を管理報酬として収受し、対象期間が1ヶ月に満たない場合でも日割計算は行いません。また、3月末日より前に信託契約が終了した場合には、受託者は当該信託終了日の属する年度の管理報酬の収受は行いません。

4) 金銭信託中の運用費用:

費用負担はございません。

※プルデンシャル信託は管理型信託会社のため、資産運用は行いません。